

令和3年4月1日採用

# 利根町職員募集!!

募集区分	予定人員	受験資格など
一般事務	若干名	平成7年4月2日以降に生まれた方で、高等学校、短期大学、または4年制大学を卒業した方（卒業見込者含む）

※日本の国籍を有しない方、地方公務員法第16条（欠格事項）に該当する方は受験できません。

## 試験概要

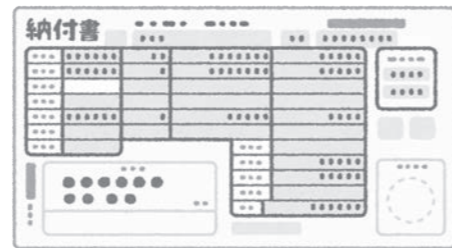
- 第1次試験日** 9月20日(日)  
※第2次試験・第3次試験については、合格者に別途通知
- 第1次試験会場** 利根町役場
- 給与(基本給)** 高校卒 15万600円・短大卒 16万3,100円・大卒 18万2,200円  
※学校卒業後一定の経験年数がある方は、上記金額(令和2年4月1日現在のものです。)に一定額が加算されます。(その他各種手当あり)
- 申し込み方法** 6月25日(木)から総務課人事給与係で申込書類の配布をしますので必要事項を記入のうえ、ご提出ください。※郵送請求も可。詳細については、事前に問い合わせください。
- 申し込み期間** 7月1日(水)～7月31日(金) 午前8時30分～午後5時15分まで(土・日曜日、祝日を除く)  
※郵送の場合は7月31日(金)必着 ※詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 役場総務課 人事給与係 ☎68-2211(内線312)

## 役場税務課からのお知らせ

令和2年度町・県民税納税通知書を6月15日(月)に発行いたしますので、必ず開封して内容をご確認ください。年金から差し引きで町・県民税を納付いただいている方でも、次に該当する方は納付書が同封されている場合があります。

- 令和元年(平成31年)中に公的年金以外の収入があった方
- 令和元年度の町・県民税額に変更があった方



問い合わせ先 役場税務課 町民税係 ☎68-2211(内線204・205)

## 町の情報をアプリでチェック! マチイロアプリのご紹介

新着情報と連動したプッシュ通知機能や広報紙のオフライン閲覧、オリジナルコンテンツ配信など、さまざまな機能がある「マチイロ」アプリを、ぜひダウンロードして、いつでもどこでも、町の情報を手軽にチェックしてみましょう!

問い合わせ先 役場総務課 秘書広聴係 ☎68-2211(内線314)

## ダウンロードは下のQRコードから

※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとの負担となります。  
※広告が表示されますが、町とは何ら関係はありません。



android



iOS

## 更新の対象者

重度心身障がい者	①身体障害者手帳1・2級、内部障害3級に該当される方 ②療育手帳の判定がAまたはAに該当される方 ③国民年金等の障害年金が1級に該当している方 ④精神障害者保健福祉手帳1級に該当される方など ※65歳以上の方は『後期高齢者医療保険被保険者』に限り対象となります。
ひとり親家庭の母子・父子	子が18歳になる学年末まで(重度障がいの場合および高校在学の場合は20歳まで)

更新の判定結果が**該当**の方  
7月1日から有効の受給者証を発送します。また、有効期限が経過した受給者証は、各自で破棄をお願いします。

更新の判定結果が**非該当**の方  
来年の6月30日まで助成の対象となりません。なお、次年度の更新は、自動的にを行います。

## 窓口で更新手続きが必要な方

- ①令和2年1月1日時点で、利根町に、本人もしくは扶養義務者の住民登録がない方
- ②本人もしくは扶養義務者の令和元年中の収入申告がお済みでない方

※①・②に該当する方は、更新の手続きが必要になります。

更新手続きが必要な方には6月中に案内を送付しますので、記載内容をご確認のうえ、役場保険年金課までお越しください。

問い合わせ先 役場保険年金課 国民健康保険係 ☎68-2211(内線172)

重度心身障がい者・ひとり親家庭の医療福祉費受給者証をお持ちの方へ  
新しい受給者証の送付について  
重度心身障がい者・父子家庭の父子・母子家庭の母子として医療福祉費支給制度の対象となっている方の資格は、毎年6月末日で更新となります。7月からの資格は、前年の所得状況や世帯状況を確認後、更新事務を行います。該当・非該当にかかわらず、判定の結果を6月下旬に通知いたします。

問い合わせ先 役場保険年金課 医療福祉係 ☎68-2211(内線177)

## 医療機関健診受診希望の被保険者の皆さまへのご案内

町では、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、例年6月中に実施している、集団健診を12月へと延期をいたしました。これに伴い、「特定健康診査受診券」は11月中の発送を予定しております。

国民健康保険加入の被保険者のかたで、集団健診ではなく、医療機関健診(※)を希望される方につきましては、受診の際に必要な「特定健康診査受診券」を役場保険年金課窓口にて交付いたしますので、6月1日以降にご来庁くださるようお願いいたします。

なお、ご来庁される際にはお手数料ですが、保険年金課までお電話ください。※医療機関健診の実施医療機関につきましては、町公式ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 役場保険年金課 国民健康保険係 ☎68-2211(内線172)



▲ 特定健康診査受診券